

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 福翠会

令和 8 年 4 月 1 日策定

当法人では、「男女職員の仕事と生活の調和を応援すること」を経営理念の一つとし、全職員が安心して仕事に取り組むことができ、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組む。

1 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの4年間

2 計画内容

目標①

25 歳～39 歳の職員の計画期間内における平均時間外・休日労働時間を計画期間前より 30%削減する。

目標達成のための対策

令和 10 年 3 月迄	管理職を対象とした意識改革のための研修を 2 回実施
令和 11 年 3 月迄	業務量の見直し等による事務の効率化などの取組実施
令和 12 年 3 月迄	各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標②

計画期間中に、男性職員で育児休業を取得した者を 3 名以上とする。

目標達成のための対策

令和 10 年 3 月迄	育児休業制度の内容や取得手続をまとめた案内資料を作成し、管理職・職員へ周知する
令和 11 年 3 月迄	育児休業取得の可能性がある職員が所属する管理職を対象に制度理解促進研修を実施する
令和 12 年 3 月迄	育児しやすい職場づくりの取組を、社内報や採用広報等を通じて積極的に発信し、若手の採用・定着につなげる

目標③

子育て中の職員の能力向上およびキャリア形成を支援する制度を整備する。

目標達成のための対策

令和 10 年 3 月迄	育休復職者や子育て中の職員を対象としたキャリア相談・カウンセリング制度を整備・導入し、社内報等で周知する
令和 11 年 3 月迄	キャリア形成の希望に応じ、両立支援制度の活用や家事分担の検討を促すキャリア研修を実施する
令和 12 年 3 月迄	制度の利用促進のため、ロールモデル紹介や制度活用事例の共有などの啓発を行う

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 福翠会

令和 8年 4月 1日策定

当法人では、「男女職員の仕事と生活の調和を応援すること」を経営理念の一つとし、全職員が安心して仕事に取り組むことができ、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組む。

1 計画期間

令和 8年 4月 1日から令和12年 3月31日までの4年間

2 計画内容

目標①

管理職に占める女性労働者の割合を50%にする

目標達成のための対策

令和 9年 3月迄	経営層や管理職を対象に、会議にて意見交換の実施
令和10年 3月迄	管理職育成の為に研修計画、昇進昇格の評価基準や運用方法の見直し
令和11年 3月迄	管理職候補の男女職員を対象として研修を4ヶ月に1回実施
令和12年 3月迄	管理職候補の男女職員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施

目標②

男女とも平均勤続年数を8年以上とする

目標達成のための対策

令和 9年 3月迄	過去3年の平均残業時間数を部署ごとに把握
令和10年 3月迄	全職員を対象に育児・介護関係制度、休職制度に関する調査の実施
令和11年 3月迄	育児休業及び介護休業からの復職者に対し、上司、人事担当者による面談を年2回実施、アンケート調査の実施
令和12年 3月迄	私傷病による休職からの復職者に対し、上司、人事担当者による面談を年2回実施、アンケート調査の実施

女性活躍推進法に関する情報公表について

令和8年5月25日

社会福祉法人 福翠会

1. 男女間賃金差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性 の賃金の割合)
全職員	82.2%
正職員	90.4%
パート・有期職員	120.3%

(注釈・説明)

パート・有期職員について、週の労働日数や所定時間が短い職員が多い

付記事項

- ・対象期間：令和7事業年度
R7/4/1～R8/3/31
- ・正職員：出向者を除く
- ・パート・有期職員：パート、アルバイトが該当
- ・賃金：退職金を除く

2. 女性管理職等比率

管理職に占める 女性職員の割合	42.8%
係長級に占める 女性職員の割合	65.0%

管理職：施設管理者級

係長級：リーダー、主任クラス

3. 労働者に占める女性労働者の割合 ～女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

区分	全職員に占める 女性職員の割合
全職員	72.6%
正職員	67.3%
パート・有期職員	79.4%

付記事項

- ・正職員：出向者を除く
- ・パート・有期職員：パート、アルバイトが該当
- ・賃金：退職金を除く

4. 男女の平均継続勤務年数の差異 ～職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

区分	平均勤続年数
男性	4年8ヶ月
女性	5年7ヶ月
差異	11ヶ月

付記事項

- ・正職員：出向者を除く
- ・パート・有期職員：パート、アルバイトが該当
- ・賃金：退職金を除く